

# 市民公益活動団体対象

新設制度

## 令和3年度(2021年度)豊中市市民公益活動推進助成金 「新型コロナ対策支援事業」のご案内

コロナ禍で生じた地域課題へ対応するための活動を支援します。

市民公益活動団体が、コロナ禍の影響で、地域で生じた課題に対応するために行う活動へ、豊中市市民公益活動推進助成金(新型コロナ対策支援事業)による支援を行うものです。



### 助成対象経費・助成金額・助成割合

- ・助成対象経費 事業の実施に直接要する経費
- ・助成金額 上限 25万円
- ・助成割合 助成対象経費の4分の3(千円未満切り捨て)

### \*\*オンライン 募集説明会\*\*

日時 令和3年(2021年)4月13日(火)  
10:00~12:00(終了時間は予定)

オンライン(Zoom)での実施となります。

参加を希望される団体は、下記問合せ先に、団体名、お名前、電話番号、メールアドレスを添えて、お申込みください。

この助成制度では、申込みにあたり説明会参加は必須ではありません。また、説明部分の録画を行い、希望者へ後日配信することを予定しています。

★令和3年度(2021年度)に実施する事業が対象です。

★これまでに初動支援コース及び自主事業コースの助成上限回数の交付を受けた団体も対象となります。

### 助成申込受付期間

令和3年(2021年)4月14日(水)~5月7日(金) 午後5時まで

### 審査・交付決定

- ・プレゼンテーション及び審査 令和3年(2021年)5月22日(土)(予定)
- ・交付決定 5月下旬予定

【問合せ】豊中市市民協働部コミュニティ政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1(市役所第一庁舎5階)

電話 06-6858-2041/ファクス 06-6846-6003

電子メール npo@city.toyonaka.osaka.jp

ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>

(「市民公益活動推進助成金新型コロナ対策支援事業」で検索してください)

豊中市

## 市民公益活動推進助成金「新型コロナ対策支援事業」概要

### ●助成の目的

市民公益活動団体が、コロナ禍の影響で、地域で生じた課題へ対応するために、団体の持つノウハウやつながりを生かして行う事業が、より円滑に実施できるようにするために助成を行い支援するものです。

### ●助成対象団体

下記のすべてに該当すること。

- ・豊中市内に事務所がある団体であること、または、豊中市内で活動を行う団体であること。
- ・行政が事務局に参加していない団体であること。
- ・申し込もうとする事業について、豊中市が実施する他の制度による助成を受けている団体でないこと。
- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ・「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制下にある団体ではないこと。

### ●助成の対象となる事業

コロナ禍に対応して市民公益活動団体が令和3年度に行う事業を対象とします。団体が既に行っている取組みを発展させた事業や、実績を踏まえて新たに着手する事業等を対象とします。

### ●助成金額・助成割合

- ・助成金額 上限 25 万円
- ・助成割合 助成対象経費の 4 分の 3（千円未満切り捨て）

### ●助成対象経費

事業の実施に直接要する経費。

※事業実施期間内かつ令和3年度内(2021年度内)に支出した経費が対象

### ●応募手続き

- ・説明会 令和3年(2021年)4月13日(火) 10時～12時（オンライン開催）  
※説明会への参加は必須ではありません。
- ・申込 所定の申込書類を、持参、郵送、メールのいずれかで提出してください。  
<受付期間> 令和3年(2021年)4月14日(水)～5月7日(金) ※17時必着
- ・審査 豊中市市民公益活動推進委員会（助成金審査部会）が、プレゼンテーション及び書類により、本制度の審査基準に基づいて行います。  
※プレゼンテーションには必ずご出席ください。指定の集合時間に遅刻・欠席した場合は、失格となります。
- ・交付 審査結果をふまえ、助成金の交付、不交付を決定し、申込団体に文書でお知らせします（令和3年(2021年)5月下旬を予定）。交付決定の場合は、あわせて交付金額もお知らせします。

### ●実績報告・助成金額確定・助成金支払い等

団体は、助成事業の完了後 30 日以内に、市に報告書類をご提出ください（通年で事業を実施している団体は、令和4年(2022年)4月11日(月)までにご提出ください）。報告書類に基づき助成金額を確定し、団体に文書でお知らせします。その後、市に助成金の交付請求を行っていただきます。